

リ フ ォ ー ム プ ラ ン

(一社) しんきん保証基金保証

(平成27年2月5日現在)

1. 商品名	○リフォームプラン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格(下記iもしくはiiに該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
3. お使いみち	○お申込人本人がお住まいの、お申込人本人または同居家族の所有する住居に関する次の資金 ① リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ② お申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(除く消費者金融)からお借入れされたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済手数料 ③ お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関からお借入れされた住宅ローン、またはそれを借換えられたものの借換え資金および借換えに伴う繰上完済手数料(①と合わせたお申込に限りです) ④ リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金(①と合わせたお申込で100万円まで) ※ご融資金は、原則として工事契約先等へお振込みによりお支払いいただきます(振込手数料は別途ご負担いただきます)。 ※お支払先がお申込人またはそのご家族(配偶者・親・子)が経営する事業者である場合は、ご融資の対象外とさせていただきます。
4. ご融資形態	○証書貸付
5. ご融資金額	○1,000万円以内(1万円単位)
6. ご融資期間	○<変動金利型>3年超15年以内(1ヵ月単位) ○<固定金利型>3ヵ月以上5年以内(1ヵ月単位)
7. ご融資利率	○<変動金利型>、<固定金利型>よりお選びいただけます。 ※なお当初お選びいただいた金利型を変更することはできません。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率の変動について <変動金利型> 当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。第1回目のご融資利率の見直しは、お借入日から起算し3年目の応答日の属する月の1日を基準日とし、基準日現在の基準金利とお借入日時点の基準金利との差をもって行います。第2回目以降のご融資利率の見直しは、前回の基準日から起算し3年目の応答日の属する月の1日を現在の基準日として、基準日現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって行い、3年ごとに見直しを行います。なお、見直し後のご融資利率は基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用いたします。 <固定金利型> お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。

<p>8. 金利軽減（引下げ金利適用）項目</p>	<p>○パートナー協定締結事業所に勤務する役員・従業員の方に対して、店頭表示の基準金利より0.35%、さらに一定の取引条件により最大0.70%金利の引下げをいたします。</p> <p>○上記以外の方で、お借入時に下表のお取引がある方は、店頭表示の基準金利から最大0.50%金利の引下げをいたします。</p> <table border="1" data-bbox="515 360 1444 707"> <thead> <tr> <th>金利軽減（引下げ金利適用）項目</th> <th>金利引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与振込（同居の家族も可）</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>年金振込（同居の家族も可）</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>カードローンまたはパートナーカードローン契約</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>公共料金口座振替契約2項目以上</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>定期預金30万円以上または定期積金契約額12万円以上</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>しんきん VISA または JCB カードの契約</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>インターネット・バンキング契約</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	金利軽減（引下げ金利適用）項目	金利引下げ幅	給与振込（同居の家族も可）	0.35%	年金振込（同居の家族も可）	0.35%	カードローンまたはパートナーカードローン契約	0.35%	公共料金口座振替契約2項目以上	0.10%	定期預金30万円以上または定期積金契約額12万円以上	0.05%	しんきん VISA または JCB カードの契約	0.05%	インターネット・バンキング契約	0.05%
金利軽減（引下げ金利適用）項目	金利引下げ幅																
給与振込（同居の家族も可）	0.35%																
年金振込（同居の家族も可）	0.35%																
カードローンまたはパートナーカードローン契約	0.35%																
公共料金口座振替契約2項目以上	0.10%																
定期預金30万円以上または定期積金契約額12万円以上	0.05%																
しんきん VISA または JCB カードの契約	0.05%																
インターネット・バンキング契約	0.05%																
<p>9. ご返済方法</p>	<p>○毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。</p> <p>○お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。</p> <p>○元金返済据置期間は6ヵ月以内とします。</p> <p>※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。</p>																
<p>10. 保証人・担保</p>	<p>○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。</p>																
<p>11. 保証料</p>	<p>○ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。</p>																
<p>12. 団体信用生命保険</p>	<p>○ご希望により団体信用生命保険（一般団信）にご加入いただけます。この場合、ご融資利率に年率0.34%上乗せした金利が適用されます。</p>																
<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）等があります。</p> <p>利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>																
<p>14. その他</p>	<p>○当金庫HP（http://www.shinkin.co.jp/midori/）より仮審査のお申込をすることができます。</p> <p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>																